

鳥取県西部総合事務所新棟・米子市役所糶町庁舎整備等事業 募集要項等の訂正表（令和2年10月 日公表）

令和2年8月7日に公表し、9月18日に訂正を行った鳥取県西部総合事務所新棟・米子市役所糶町庁舎整備等事業募集要項等に関し、以下のとおり訂正します。

資料名	頁等	項目	訂正前	訂正後
要求水準書	45	V7(3) ②ア	ア. 日常清掃 閉庁日を除く毎日、下記の業務を実施する。作業時間は原則として専用部分は8時30分までに終了する。	ア. 日常清掃 閉庁日を除く毎日、下記の業務を実施する。作業時間に制限は定めないが、県及び市と協議を行い、来庁者並びに県及び市の業務への影響が最小限となるよう作業を行うこと。
様式集	5	II1(3) ⑤	⑤ 提案補足資料については、様式7、様式8及び様式9に対して合計でA4判10枚まで添付可能とする。また、様式12の図面集に対しては、A3判3枚まで添付可能とする。なお、当該提案補足資料はページ数制限の対象としない。	⑤ 提案補足資料については、 <u>様式6</u> 、様式7、様式8及び様式9に対して合計でA4判20枚まで添付可能とする。また、様式12の図面集に対しては、A3判3枚まで添付可能とする。なお、当該提案補足資料はページ数制限の対象としない。
様式	様式8 -8		※以下の「評価の視点」を踏まえて記載してください。 ・利用者の利便性や安全性に配慮した適切な計画が提案されているか ・緊急時（事故、事件、利用者間のトラブル、機器の故障棟）の対応において適切な提案となっているか	※以下の「評価の視点」を踏まえて記載してください。 ・植栽や駐車場の管理業務について、具体的な実施内容が提案されているか
契約書(案)	1	第1条 第1号	第1条 本契約において使用する用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1)「維持管理期間」とは、 <u>本件施設等</u> の引渡日（令和5年9月30日）の翌日から令和15年3月31日までの期間をいう。	第1条 本契約において使用する用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1)「維持管理期間」とは、 <u>新棟</u> の引渡日（令和5年9月30日）の翌日から令和15年3月31日までの期間をいう。
契約書(案)	4	第1条 第56号	(56)「本件引渡日」とは、本件施設等（ただし、駐車場等外構施設を除く。）の引渡し日として予定された令和5年●月●日又は本契約に従い変更された本件施設等の引渡し日をいう。	(56)「本件引渡日」とは、本件施設等（ <u>既存棟（本館、新館）を含む</u> 。ただし、駐車場等外構施設を除く。）の引渡し日として予定された令和5年●月●日又は本契約に従い変更された本件施設等の引渡し日をいう。
契約書(案)	15	第33条 第4項	4 県及び市は、 <u>必要に応じて施工部分を最小限破壊し、品質及び性能の確認を行うことができる</u> 。その確認及び復旧費用は、PFI事業者の負担とする。	4 県及び市は、 <u>本件工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由をPFI事業者へ通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる</u> 。その確認及び復旧費用は、PFI事業者の負担とする。
契約書(案)	17	第39条 第2項	2 PFI事業者は、県及び市から <u>の</u> 工事完成確認通知書を受領しなければ、本件施設等の維持管理業務を開始することはできないものとする。	2 PFI事業者は、県及び市から <u>新棟にかかる</u> 工事完成確認通知書を受領しなければ、本件施設等の維持管理業務を開始することはできないものとする。
契約書(案)	18	第41条 第6項	6 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、契約不適合責任を問う県及び市の意思を <u>明確に</u> 告げることで行う。	6 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、契約不適合責任を問う県及び市の意思を <u>書面において</u> 告げることで行う。

資料名	頁等	項目	訂正前	訂正後
契約書(案)	18	第 41 条 第 12 項	12 <u>二</u> 工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令(平成 12 年政令第 64 号)第 5 条に定める部分の瑕疵(構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。)について請求等を行うことのできる期間は、10 年とする。この場合において、第 5 項ないし第 11 項の規定は適用しない。	12 工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令(平成 12 年政令第 64 号)第 5 条に定める部分の瑕疵(構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。)について請求等を行うことのできる期間は、10 年とする。この場合において、第 5 項ないし第 11 項の規定は適用しない。
契約書(案)	21	第 48 条 第 5 項	<u>5 県及び市は、維持管理業務計画書を確認したときは、遅滞なく承認通知書を P F I 事業者に交付する。なお、県及び市は、P F I 事業者に承認通知書を交付したことを理由として、維持管理業務の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。</u> <u>6</u> P F I 事業者は、本件施設等の基本設計完了までに、遅滞なく維持管理業務に関するモニタリング実施計画書の第一次案を作成して、これを県及び市に提出する。県及び市及び P F I 事業者は、モニタリング実施計画書の内容について協議を行い、維持管理業務開始の <u>の</u> 3 ヶ月前までに、モニタリング実施計画書の内容を合意する。	<u>(削除)</u>  <u>5</u> P F I 事業者は、本件施設等の基本設計完了までに、遅滞なく維持管理業務に関するモニタリング実施計画書の第一次案を作成して、これを県及び市に提出する。県及び市及び P F I 事業者は、モニタリング実施計画書の内容について協議を行い、維持管理業務開始の 3 ヶ月前までに、モニタリング実施計画書の内容を合意する。
契約書(案)	51	別紙 7 2	2 サービス対価の算定方法 サービス対価の算定方法は以下の通りとする。なお、本事業では、 <u>本施設</u> の引渡日を令和●●年●月●日としているが、P F I 事業者の提案によりこれを早めることも可としており、その場合におけるサービス対価の算定方法も付記する。	2 サービス対価の算定方法 サービス対価の算定方法は以下の通りとする。なお、本事業では、 <u>本件</u> 引渡日を令和●●年●月●日としているが、P F I 事業者の提案によりこれを早めることも可としており、その場合におけるサービス対価の算定方法も付記する。

資料名	頁等	項目	訂正前	訂正後																
契約書(案)	52	別紙 7 2(1)②	<p>② サービス対価 A-2 (割賦元本) 及びサービス対価 A-3 (割賦金利) サービス対価 A-2 (割賦元本) 及びサービス対価 A-3 (割賦金利) は、<u>本施設の</u>引渡日以降、割賦払いにより支払う。割賦支払の毎回の金額は、以下の前提で計算した金額とする。なお、サービス対価 A-2 及び A-3 については、PFI 事業者の提案により引渡日を早めた場合でも、変更しないものとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>割賦元本 (総額)</td> <td>施設整備に要する費用から、サービス対価 A-1 (建中払い分) に相当する金額を控除した金額</td> </tr> <tr> <td>支払日</td> <td>事業者は、<u>本施設の引渡後</u>、毎年、適法な請求書を県に発行する。県は、<u>本施設の</u>引渡日から <u>6か月以内</u>の任意の日に、第1回目の支払を行う。以降、毎年4月初頭支払の全10回払いとする。</td> </tr> <tr> <td>返済方法</td> <td>元利均等返済方式</td> </tr> <tr> <td>割賦金利 (年利)</td> <td>提案金利</td> </tr> </table>	割賦元本 (総額)	施設整備に要する費用から、サービス対価 A-1 (建中払い分) に相当する金額を控除した金額	支払日	事業者は、 <u>本施設の引渡後</u> 、毎年、適法な請求書を県に発行する。県は、 <u>本施設の</u> 引渡日から <u>6か月以内</u> の任意の日に、第1回目の支払を行う。以降、毎年4月初頭支払の全10回払いとする。	返済方法	元利均等返済方式	割賦金利 (年利)	提案金利	<p>② サービス対価 A-2 (割賦元本) 及びサービス対価 A-3 (割賦金利) サービス対価 A-2 (割賦元本) 及びサービス対価 A-3 (割賦金利) は、<u>本件</u>引渡日以降、割賦払いにより支払う。割賦支払の毎回の金額は、以下の前提で計算した金額とする。なお、サービス対価 A-2 及び A-3 については、PFI 事業者の提案により <u>本件</u>引渡日を早めた場合でも、変更しないものとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>割賦元本 (総額)</td> <td>施設整備に要する費用から、サービス対価 A-1 (建中払い分) に相当する金額を控除した金額</td> </tr> <tr> <td>支払日</td> <td>事業者は、<u>本件引渡日以降</u>、毎年、適法な請求書を県に発行する。県は、<u>本件</u>引渡日から <u>令和3年3月31日まで</u>の任意の日に、第1回目の支払を行う。以降、毎年4月初頭支払の全10回払いとする。</td> </tr> <tr> <td>返済方法</td> <td>元利均等返済方式</td> </tr> <tr> <td>割賦金利 (年利)</td> <td>提案金利</td> </tr> </table>	割賦元本 (総額)	施設整備に要する費用から、サービス対価 A-1 (建中払い分) に相当する金額を控除した金額	支払日	事業者は、 <u>本件引渡日以降</u> 、毎年、適法な請求書を県に発行する。県は、 <u>本件</u> 引渡日から <u>令和3年3月31日まで</u> の任意の日に、第1回目の支払を行う。以降、毎年4月初頭支払の全10回払いとする。	返済方法	元利均等返済方式	割賦金利 (年利)	提案金利
割賦元本 (総額)	施設整備に要する費用から、サービス対価 A-1 (建中払い分) に相当する金額を控除した金額																			
支払日	事業者は、 <u>本施設の引渡後</u> 、毎年、適法な請求書を県に発行する。県は、 <u>本施設の</u> 引渡日から <u>6か月以内</u> の任意の日に、第1回目の支払を行う。以降、毎年4月初頭支払の全10回払いとする。																			
返済方法	元利均等返済方式																			
割賦金利 (年利)	提案金利																			
割賦元本 (総額)	施設整備に要する費用から、サービス対価 A-1 (建中払い分) に相当する金額を控除した金額																			
支払日	事業者は、 <u>本件引渡日以降</u> 、毎年、適法な請求書を県に発行する。県は、 <u>本件</u> 引渡日から <u>令和3年3月31日まで</u> の任意の日に、第1回目の支払を行う。以降、毎年4月初頭支払の全10回払いとする。																			
返済方法	元利均等返済方式																			
割賦金利 (年利)	提案金利																			
契約書(案)	52	別紙 7 2(1)③	<p>③ サービス対価 A-3 (割賦金利) の算定は以下の通りとする。 提案金利 = 基準金利 + 提案スプレッド (%)</p> <table border="1"> <tr> <td>基準金利</td> <td>令和2年11月2日(月)のTOKYO SWAP REFERENCE RATE 6ヶ月LIBORベース10年物(円-円)金利スワップレート(基準日午前10時。テレレート17143ページ。)とする。ただし、上記により基準金利がマイナスとなる場合には、基準金利を0%とする。</td> </tr> </table>	基準金利	令和2年11月2日(月)のTOKYO SWAP REFERENCE RATE 6ヶ月LIBORベース10年物(円-円)金利スワップレート(基準日午前10時。テレレート17143ページ。)とする。ただし、上記により基準金利がマイナスとなる場合には、基準金利を0%とする。	<p>③ サービス対価 A-3 (割賦金利) の算定は以下の通りとする。 提案金利 = 基準金利 + 提案スプレッド (%)</p> <table border="1"> <tr> <td>基準金利</td> <td><u>本件引渡日の2日前(銀行営業日でない場合、その前の銀行営業日)</u>のTOKYO SWAP REFERENCE RATE 6ヶ月LIBORベース10年物(円-円)金利スワップレート(基準日午前10時。テレレート17143ページ。)とする。ただし、上記により基準金利がマイナスとなる場合には、基準金利を0%とする。<u>なお、基準金利の確定日において、LIBORの公表が停止されている場合は、日本銀行等が定める後継金利指標を用いるものとする。</u></td> </tr> </table>	基準金利	<u>本件引渡日の2日前(銀行営業日でない場合、その前の銀行営業日)</u> のTOKYO SWAP REFERENCE RATE 6ヶ月LIBORベース10年物(円-円)金利スワップレート(基準日午前10時。テレレート17143ページ。)とする。ただし、上記により基準金利がマイナスとなる場合には、基準金利を0%とする。 <u>なお、基準金利の確定日において、LIBORの公表が停止されている場合は、日本銀行等が定める後継金利指標を用いるものとする。</u>												
基準金利	令和2年11月2日(月)のTOKYO SWAP REFERENCE RATE 6ヶ月LIBORベース10年物(円-円)金利スワップレート(基準日午前10時。テレレート17143ページ。)とする。ただし、上記により基準金利がマイナスとなる場合には、基準金利を0%とする。																			
基準金利	<u>本件引渡日の2日前(銀行営業日でない場合、その前の銀行営業日)</u> のTOKYO SWAP REFERENCE RATE 6ヶ月LIBORベース10年物(円-円)金利スワップレート(基準日午前10時。テレレート17143ページ。)とする。ただし、上記により基準金利がマイナスとなる場合には、基準金利を0%とする。 <u>なお、基準金利の確定日において、LIBORの公表が停止されている場合は、日本銀行等が定める後継金利指標を用いるものとする。</u>																			